

済生会滋賀県病院公告第 11 号

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬及び処分業務委託に係る
一般競争入札の実施について

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会滋賀県病院の特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬及び処分業務を委託するにあたり、次のとおり一般競争入札を実施する。

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会経理規程第 66 条及び社会福祉法人^{恩賜財団}済生会契約手続要領第 3 条の規定により公示する。

公示日 平成 30 年 2 月 15 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会滋賀県病院
院長 三木 恒 治

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬及び処分業務委託に係る一般競争入札実施要領

1. 募集の内容

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名称 | 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬及び処分業務委託 |
| (2) 委託業務の内容 | 入札説明書、委託業務仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 |
| (4) 委託業務場所 | 滋賀県栗東市大橋二丁目 4 番 1 号 済生会滋賀県病院 |

2. 参加資格要件

- (1) 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会契約手続要領第 4 条第 1 項、同条第 3 項及び第 5 条に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程に基づく更生または再生手続開始の申立てがされている者（更生または再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 滋賀県から指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 滋賀県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により必要な感染性産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けていること。ただし、処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている処分業務を指定することにより入札に参加することができるものとする。
- (6) 過去 5 カ年以内に、病床数 350 床以上の規模を有する病院において、3 年間以上継続して感染性廃棄物の収集運搬処分業務を受託した実績を有すること。
- (7) 別紙「特別管理産業廃棄物処理委託業務に係る仕様書」に定める内容に基づき業務を遂行す

ることができる者。

(8) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団という。」）
- イ 法第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から済生会との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団のしくは暴力団員と密接な関係な関係を有する者がいる法人
- オ 入札に参加する個人から済生会との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- カ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

3. 参加手続き

入札に参加しようとする者は、次の提出物を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 参加表明

- ① 受付期間 平成30年2月15日（木）から平成30年2月20日（火）まで
- ② 受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
ただし、2月20日（火）は午後4時までとする

③ 提出先 済生会滋賀県病院 5階 施設課

④ 提出方法 ⑤に掲げる提出物を持参または郵送する

※封筒の表面に、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬及び処分業務委託・一般競争入札参加資格確認申請書在中」と記入

※受付期間内に施設課に到着すること

⑤提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（入札様式4）

イ 入札参加申請書（入札様式7-1）

ウ 業者提携書

エ 感染性廃棄物収集運搬及び処分業許可証の写し（処分業者を別途指定する場合は、当該指定された者に係る産業廃棄物処分業許可証の写しも別途提出すること）

オ 業務委託受注実績調書（様式4-3）

(2) 提出書類の作成に係る費用は、すべて参加者の負担とする

(3) 提出書類は返却しない

4. 仕様書の配布

- ① 配布期間 平成30年2月15日（木）から平成30年2月20日（火）まで
- ② 配布時間 午前9時正午、午後1時から午後5時まで
- ③ 配布場所 栗東市大橋二丁目4番1号 済生会滋賀県病院 施設課

5. 質疑受付

- ① 受付期間 平成 30 年 2 月 15 日（木）から平成 30 年 2 月 20 日（火）まで。
ただし、2 月 20 日（火）は午後 4 時まで施設課へ到着したものを有効とする
- ② 提出先 shisetsu@saiseikai-shiga.jp 担当課 施設課
- ③ 提出方法 別紙様式によりメールにて提出する
- ④ 質疑回答 平成 30 年 2 月 23 日（金）まで（午後 3 時まで全応募者にメール）
※質疑事項がない場合も提出すること

6. 入札、開札

(1) 入札、開札

- ① 入札日時 平成 30 年 2 月 28 日（水）午前 10 時
- ② 入札場所 栗東市大橋二丁目 4 番 1 号 済生会滋賀県病院 5 階 なでしこホール
- ③ 開札 同上（入札終了後、直ちに行う）

(2) 入札事項

- ① 入札は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会契約手続要領の規定に従う。
- ② 入札開始後、入札会場に到着した者は、入札に参加できない。
- ③ 入札書は、別紙様式によること。
- ④ 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとする。
- ⑤ 入札金額は、仕様書により算出すること。

(3) 再度入札

- ① 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- ② 再度入札は、原則 2 回とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は最低価格を入札した者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

7. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とすることができる。落札決定後または契約締結後に違反が判明した場合も無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載が認められた場合
 - ウ 入札の際、談合その他不正な行為があったと認められる場合
 - エ 予定価格を超えた入札金額を提出した場合

8. 落札者の決定

一般競争入札により、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。同順位の入札をした者が 2 人以上あるときは、入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

9. 最低制限価格の設定

設定 無

10. 入札保証金

免除

11. 契約保証金

免除

12. 契約の締結

契約の相手方が決定したときは、契約書の作成を要する。

13 契約の解除

(1) 次のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

ア 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき

イ 契約の履行にについて、不正な行為があったとき

ウ 前号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき

14. 再度入札の日時及び場所

①開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う。

②再度入札は、原則 2 回とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は最低価格を入札した者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

15. 異議申立て

入札を行った者は、入札後は、契約手続要領、契約約款、仕様、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

16. その他

現地調査を希望される場合は、事前に担当課に連絡してから行うこととする。

電話番号：077-552-1221 担当者名：施設課 石原

調査日時は指定した日時とします。

17. 担当部署

〒520-3046 滋賀県栗東市大橋 2 丁目 4 番 1 号

社会福祉法人^{思賜}財団^{済生会}滋賀県病院 施設課 石原

電話番号：077-552-1221